

令和４年度年次総会議事録

１ 日時 令和５年４月２９日（土曜日）

２ 場所 書面開催

３ 議決権を有する構成員総数 ９９１世帯

４ 委任状を提出した構成員数 ６１０世帯

５ 決議事項

第１号議案 令和４年度活動報告の件

第２号議案 令和４年度決算の件

第３号議案 令和５年度活動計画案の件

第４号議案 令和５年度予算案の件

第５号議案 期中退任・補充運営委員追認の件

第６号議案 新任運営委員選任の件

第７号議案 自治会規約改定の件

６ 議事の概要及び結果

（１）議長 自治会規約第４条３項の規定により 会長 中島克巳

（２）定足数の報告・総会設立

議決権を有する構成員総数９９１世帯のうち６１０世帯より委任状の提出があり、委任状出席を含む出席者数が過半数となったので、自治会規約第４条３項の規定により本総会は有効に成立した。

（３）議事録署名人の指名 運営委員 塩入健次

（４）各議案の審議結果

委任状提出者の代理人として議長が議決権を行使し、全会一致にて、運営委員会原案（令和５年３月３１日付議事資料）のとおり、いずれの議案も可決承認された。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し議長及び議事録署名人が以下に記名捺印する。

令和５年４月２９日

議長 会長 中島克巳

議事録署名人 塩入健次

御宿台区自治会

令和4年度年次総会

期 日 令和5年4月29日（土）

場 所 書面開催

（議事資料）

基準日：令和5年3月31日

第1号議案 令和4年度活動報告の件

第2号議案 令和4年度決算の件

第3号議案 令和5年度活動計画案の件

第4号議案 令和5年度予算案の件

第5号議案 期中退任・補充運営委員追認の件

第6号議案 新任運営委員選任の件

第7号議案 自治会規約改定の件

御宿台区自治会運営委員会

第 1 号議案 令和 4 年度活動報告の件

(1) 活動の総括（中島克巳会長）

令和 4 年度の御宿台区自治会の活動基本方針は「いつまでも住み続けられるまちづくり」でした。もっとも、令和 2 年初から始まった新型コロナウイルス禍は令和 4 年度も過去の感染者数・死者数を更新するなど出口が見えないまま推移し、御宿台でも令和 2 年・令和 3 年同様、集会所の利用が制限されたり、文化イベントの中止が相次ぐこととなりました。そのため、引き続き本年度の年次総会につきましてもやむを得ず書面開催とし、以下のとおり活動報告をはじめとする議案を本資料にて上程させていただきますので、何卒ご了承頂たくお願い申し上げます。

まず、本年度は例年に比較して住民異動・建物所有者異動が非常に多く、以前からの定住世代の高齢化に伴う転出と、入れ替わりに若年世代の転入が目立つ一年となりました。

次に、昨年度の会計報告について、若干わかりにくいところのご意見がありましたので、本年度より会計ソフトによる複式簿記を導入し、収支計算書に加えて貸借対照表を作成するとともに勘定科目を見直して、より透明性の高い自治会会計と皆様へのわかりやすいご報告を目指しました。なお、最終的な確定決算書と残高証明書につきましては御宿台区ニュース第 78 号（2023 年春号）に掲載いたします。

さらに、昨年度の自治会規約改定により自主防災防犯会の位置づけと班長の役割を変更したところですが、運営委員につきましても近年は新たにお引き受け頂ける方が少なく苦慮していた中で、本年度は運営委員をやむを得ず期中退任・期末退任される方が相次ぎ、運営委員の補充・新任もままならないことから、運営委員の候補者確保のためその任期を見直し、1 年単位で退任時期を自由にお選びいただけるよう、第 7 号議案のとおり自治会規約の改定をお願いしたいと存じます。

なお、令和 5 年 3 月 31 日をもって、白井睦子委員が 6 年間の任期満了により、また田中耕平委員・大場久子委員・板橋亨委員が辞任により、それぞれ運営委員を退任されました。各位の長年にわたる自治会活動へのご貢献に、運営委員会を代表しまして謝意を表します。

(2) 環境改善部会（江澤 進部会長）

1 環境整備については、例年、御宿台の良好な住環境維持のため「御宿台環境整備年間作業計画表」に基づき各作業が取り組まれています。本年度もほぼ予定通り進められました。

2 ゴミ問題については、資源ゴミリサイクル（ダンボール・古紙等）について、現在 1 キロ当たり 1 円で業者に資源ゴミを買い取って貰っていますが、昨年度の 65 トンに対して今年度は約 70 トンと増えました。ただ、ダンボールを折り畳み、テープや紐で束ねるというゴミ出しルールの違反が多く散見されました。

また、有料ゴミ袋制度（可燃ゴミはピンク色袋、不燃ゴミは白色袋）が導入されて 10 年半が経過しましたが、今年度の有料ゴミ袋未使用での排出が 1500 枚分と、昨年度の 20

00枚分よりは減少したものの、毎月平均125枚分の違反ゴミが発生しています。

なお、粗大ゴミ（一辺の長さが40センチ以上の物、指定大袋に入らない物）についても、戸別収集に申し込むか清掃センターへ自己搬入するルールですが、昨年度の1700キロよりは減少したものの、今年度の違反粗大ゴミの排出は約1500キロでした。

3 緑化ボランティア（支援活動）については、中央公園噴水付近の花壇整備作業を毎月第一土曜日に行い、季節ごとの花の植え替えや草取り等を行いました。現在の参加者10人前後と参加者不足があり、毎月の案内と募集に対しても手応えのない状況でした。

菜の花の植栽及び岩瀧の池周辺の草刈り・枝剪定については、多目的広場の河津桜並木内において、菜の花会メンバー12人でエリアの耕し・肥料・種まきを実施し、更に住民の協力者18人で菜の花の間引き・摘芯を実施しました。

また、岩瀧の池周辺の水仙・あじさい・彼岸花等が咲く傾斜地と河津桜並木内の草刈り・枝剪定は例年通り実施しております。

4 イベントとしては、毎年7月に行われている海岸清掃「海岸クリーンキャンペーン」ですが、令和2年、令和3年とコロナ禍で中止、今年度は令和4年7月16日（土）に海開き式典終了後開始予定でしたが、急遽（当日朝）悪天候のため今回も中止となりました。

また、過去には御宿台区内の街路樹に実った夏ミカン狩りを住民参加で行ってきた歴史がありますが、近年はミカンの木の衰弱で収穫量減少が著しいことから住民参加のミカン狩りを取り止め、こども園児の参加による「ミカン狩り」行事を企画しており、本年度も令和5年2月8日に実施しました。

5 その他、令和4年12月末現在、庭不整備住宅が6件ありました。所有者の方々には御宿町からも庭の整備・草刈りの依頼はしていますが、未だ手付かずのままでした。乾燥時期には火災の危険性が増加して隣近所の方への迷惑となりますし、また春先は雑草や生垣の成長時期ですので害獣の棲家になったりゴミを捨てられたりします。さらに、空き巣被害も大いに考えられますので、定期的な庭の整備を引き続きお願いしています。

（3）防災防犯部会（山田育男部会長）

前年に引き続きコロナ禍の感染拡大の影響を考え、班長総会、防犯・防災講話、合同パトロール等、イベント形式の活動は中止することを前提に活動計画を策定し実施しました。

主な活動としては、防災については「御宿町地域防災計画（御宿町防災会議 平成25年）」及び「内閣府 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年）」を基に自主防災防犯計画の見直しを進め、活動計画を「御宿台区 自主防災防犯計画（第三版）」から「御宿台区域防災計画」に変更し、2022年7月1日版を策定しました（自治会ウェブサイト・自治会諸規約に掲載）。

防犯については全住民参加の「プラス防犯」活動を年間通して推進しました。

（4）文化交流部会（田中耕平部会長）

令和4年10月に予定しておりました第11回御宿台秋祭り、11月に予定しておりました第4回御宿台寄席および令和5年3月に予定しておりました第6回拡大朝市&さくら祭りは、いずれも新型コロナウイルス感染防止のため、昨年・一昨年に引き続き開催を中止しました。感染状況が落ち着いた時期もありましたが、準備段階で数か月後の開催時期の感染状況を見通すことは困難であり、高齢者比率が特に高い御宿台区においては感染対策を最優先する必要があるとの判断から、今年度もキャンセル料等の費用が発生しない早期の段階での中止決定とさせて頂きました。

(5) 暮らしの利便性向上部会（白井睦子部会長）

「いつまでも住み続けられる御宿台」を目標に、今できることを探して活動してきました。

1 ふれあいの家について

今年度も昨年に続き町からの補助を受けて、町所有の家屋（御宿台106-14）にて誰もが自由に立ち寄れるサロンとしてふれあいの家を開催しました。毎週土曜日10時～16時まで開き、ご利用は無料、飲み物を利用される場合のみ100円頂きました。（飲食代は町の補助金を利用できないため）。また第3土曜日は看護師や民生委員の協力を得て「よろず相談」が開かれました。

土曜日以外にも編み物教室、水彩画教室、スマホ相談などが月1回定期的に開催されました。今年度もコロナ禍の中ででき得る限りの感染対策に努力いたしました。また西武の集会所が利用できない期間が続きましたので、サークルの方にも声をかけ、いくつかのサークルがふれあいの家を利用しました。

ふれあいの家の毎月の予定は自治会のウェブサイト又は各ゴミ庫の自治会掲示板でお知らせしました。今年度のふれあいの家の利用者数は前年までをかなり上回り、最近では1日の利用者が15～20人となっています。午前中の利用が多く午後の利用が少ないのが問題となっています。

2 「巡回型元気いきいき教室」への協力

御宿町保健福祉課介護班主催で各地区の集会所などで開催されました。御宿台では今年度は5回予定され、7月10月12月2月の4回が実施されました。各回、栄養士、歯科衛生士、理学療法士などとサポーターの方々の協力で、介護を受けない健康年齢を延ばすための生活の注意や体力をつける体操、脳トレなど楽しく実施しました。

毎回皆さんに声をかけるのですが、なかなか参加者が増えないのが悩みでしたが、今年度最後の2月16日に60代から90代の16人の方が参加して下さいうれしい悲鳴でした。

3 御宿台ゴミ出し支援活動への協力

昨年からは社会福祉協議会と民生委員、自治会とで話し合われていたゴミ出し支援活動が8月から御宿台で試行されました。これは高齢又はけがなどで自宅からゴミステーションまでゴミを運べない方を支援するものです。現在2グループ5人のボランティアで3名の方のゴミ出しを毎週1回のペースで支援してご利用の方に大変喜んで頂いています。

第2号議案 令和4年度決算の件

議 案 令和4年度決算を別紙収支計算書・貸借対照表のとおり承認する。

注記:預り金4,000円は自治会費の二重払い2件を令和5年度分の前受とした。

第3号議案 令和5年度活動計画案の件

(1) 活動の方針(中島克巳会長)

令和5年度の御宿台区自治会の活動基本方針は「ウィズコロナ時代の新たな御宿台の価値創り」です。この3年間世界を席捲した新型コロナウイルス禍は、政府による全数把握の見直し、行動制限の撤廃、マスク着用の個人判断化、2類相当から5類への移行と、出口戦略に向けて動き出しております。しかし、新型コロナウイルスの感染力自体が弱体化したわけではなく、高齢者・基礎疾患患者の重症化率・死亡率は高止まりしており、千葉県内でも高齢化率トップである御宿町とりわけ御宿台では依然として慎重な取り組みが必要とされます。他方で、長期間にわたり屋内に閉じこもることで体力面・精神面への弊害も懸念されるところであり、感染予防と交流促進との両立が非常に重要であると考えております。そこで令和5年度は、今後もコロナウィルスはなくならないことを前提として、自治会として可能な街づくりを新たに模索していく元年とすることを方針と致します。

いうまでもなく、われわれ運営委員会の使命は、住民・建物所有者の代表として、御宿台の住環境の維持・資産価値の維持を図ることが第一です。皆様の中には多様なご意見があることを尊重しながらも、引き続き御宿町・西武リアルティソリューションズ(以下「西武」と連携して御宿台の価値を維持・増進するための街づくりを目指していく所存です。

なお、令和5年度の運営委員会体制は、第7号議案の新任運営委員選任のご承認を条件として、以下のとおり予定しております。

区役職	自治会役職	役割分担	氏名	担当
区長	会長	統括・代表、会計・名簿	中島克巳	G F
区長代理	副会長 総務広報部会長	情報発信(会報・ウェブサイト・掲示板)・備品管理	塩入健次(新任)	B
衛生委員	環境改善部会長	資産価値の維持・美化	江澤 進	C
土木委員	防災防犯部会長	住環境の維持・安全	山田育男	A
土木委員	生活交流部会長	生活向上・民生・サークル	池田日佐子	E
	生活交流部会	支援・集会所利用・親睦	渡邊かおる(新任)	D

総務広報につきましては、昨年度より運用開始しました自治会ウェブサイトのメンテナ

ンスや御宿台区ニュース（会報誌）の編集・配布方針の見直し検討など、情報発信のための業務量が増えていることから、令和５年度より新たに独立の部会として立ち上げることとしました。元運営委員でＩＴ関係を専門とする塩入健次委員に再登板いただき、総務広報部会長として情報発信の充実・推進を目指します。

環境改善につきましては、今年度は皆様が西武に納入されている維持管理費の３年に一度の見直し改定時期にあたっており（御宿台利用管理規則２５条４項）、西武側からは諸物価高騰の中、向こう３年間の維持管理費を据え置く旨の提案がございました。今後の内部協議を経まして運営委員会としての見解を西武側に回答する予定です。

防災防犯につきましては、富裕層を狙った凶悪犯罪が全国的に増えていることへのご懸念から、皆様より防犯カメラの設置をはじめとした対策強化のご要望があることは運営委員会としても十分に承知しておりますが、防犯カメラには設置管理運用やプライバシーなど法律上の問題が多々あり、御宿町においても必要最小限の６台（うち１台は御宿台交差点）しか設置できていないのが現状です。引き続き、防災のみならず防犯につきましても自助を原則としつつ、啓発など自治会として可能な活動を模索してまいります。

文化交流につきましては、祭りや寄席など集客イベントありきであった従来の企画をゼロベースで見直し、ウィズコロナ時代に相応しい新たな住民交流の在り方を模索します。住民の高齢化や若い世代の増加をふまえ、交流の場を特に「文化」に限定することなく地域交流・世代間交流を進め、サークル活動の発表の場として自治会ウェブサイトを活用するなど新たな取り組みを検討します。そのため、ほとんど活動がなかった昨年度までの文化交流部会としては一旦解消し予算化はせず、今後必要に応じて新たな部会を設けるものとします。

生活交流につきましては、ウィズコロナ時代において重要性が特に増していることから、昨年度までの「暮らしの利便性向上部会」を名称変更し、利便性よりも住民交流に重点をおいた生活向上を目指して、サークル支援のためサークル団体一覧の改訂版を発行するとともに、ボランティア団体である「ふれあいの家」への活動費支援など新たに予算化して取り組みます。そのため、御宿台で民生・児童委員をお引き受け頂いているお一人である渡邊かおる氏を新たに運営委員に迎え、その活動を充実させていきます。

（２）総務広報部会（塩入健次部会長）

自治会ウェブサイトは立ち上げから１年以上が経過したものの、まだまだ認知度が低く、利用者数が伸び悩んでいる状況です。更なる認知度の向上と魅力あるサイト作りに努めます。会報誌も一部マンネリとの指摘があり、求められるニーズの把握と現状の問題点を整理し、改善をおこなってまいります。

回覧板のない御宿台にとっては、ウェブサイト、広報誌とも重要な情報伝達手段であることから、それぞれのメリットを活かし、効果的でタイムリーな情報発信を心掛けていきたいと思えます。

予算として、会報誌等配布方針の見直しに備え通信費５万円の増額を計上しております。

（３）環境改善部会（江澤 進部会長）

- １ 御宿台の住環境（庭不整備住宅・緑道の段差等）改善の為に、毎月の自治会運営委員会にて西武リアルティソリューションズからの環境整備報告を受けて調整協議を行い、更に町と西武リアルティソリューションズと御宿台区との「御宿台連絡調整会議」にて協議事項を提出し、より良い環境作りに努めます。
- ２ 違反ゴミ削減のため、住民にゴミ搬出の際のルールの再徹底をお願いしていきます。
- ３ 引き続き公共的な場所の緑化整備ボランティア活動への支援を行います。
- ４ 年々増加傾向にある獣害対策として「御宿台フィールドクラブ」による獣害捕獲の活動を支援します。
- ５ 予算として、前年度同額の園芸用品等１０万円に加え、新たに菜の花エリアのキョン対策として害獣除けネット設置費５万円を計上しております。

（４）防災防犯部会（山田育男部会長）

- １ 防災については、町の防災訓練に参加するとともに自助防災意識の啓発に努めます。
- ２ 防犯については、「プラス防犯」を継続し、全住民による日常的な防犯意識活動を行います。
- ３ 予算として、昨年度同額の活動費（啓蒙チラシ代・無線使用料・班長謝礼等）３万５０００円を計上しています。

（５）生活交流部会（池田日佐子部会長）

いつまでも住み続けられるまちづくりを目指して今、出来る事を活動していきます。

- １ 住民交流に重点を置き、「ふれあいの家」を沢山の方に利用していただけるよう努めます。
- ２ 安心して生活するための役立つ情報を提供していきます。
- ３ コロナ禍で停滞していたサークル活動の支援に努めます。
- ４ 御宿町保健福祉課介護班主催の「巡回型元気いきいき教室」、健康づくり教室「すこやか」の参加を呼びかけます。
- ５ 御宿町社会福祉協議会と民生協力のもとボランティアによる御宿台ゴミ出し支援活動に協力していきます。
- ６ 予算として、「ふれあいの家」ボランティア活動費補助１２万円・同２階エアコン新規設置費１３万円の計２５万円を計上しています。

第４号議案 令和５年度予算案の件

議 案 令和５年度予算を別紙のとおり承認する。

第5号議案 期中退任・補充運営委員追認の件

議 案 任期途中で退任した運営委員の補充として、下記のとおり追認する。

退任委員 令和4年5月31日付 福田延隆氏（元会長、御宿台337-7）

退任委員 令和4年12月31日付 中野 明氏（前会長、御宿台413-5）

補充委員 令和5年1月1日付 塩入健次氏（元運営委員、御宿台109-2）

第6号議案 新任運営委員選任の件

議 案 新任の運営委員として、下記のとおり選任する。

新任委員 令和5年4月1日付 塩入健次氏（元運営委員、御宿台109-2）

新任委員 令和5年4月1日付 渡邊かおる氏（民生・児童委員、御宿台107-10）

第7号議案 自治会規約改定の件

議 案 自治会規約を下記新旧対照表のとおり改定する。

提案理由 運営委員の候補者確保が非常に困難となっている現状に鑑み、候補者が退任時期をより柔軟に選択できるようにすることで、その就任受諾を容易にするため、現行の任期を2年から1年に短縮するとともに、1年毎に総会の承認を得ることを条件として、現行の最大6年という再任上限を撤廃し、もって運営委員の退任の自由と民主的選任の調和を図る。

	現行規約	新規約案
	5（組織および運営） 会の円滑な活動・運営をはかるために運営委員会を置く。 （4）運営委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、 <u>連続3期を限度とする</u> （以下略）	5（組織および運営） （4）運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 一部改定 令和5年4月1日

収 支 計 算 書

御宿台区自治会
会計年度：2022年度 集計：2023年 3月31日 現在

			担 当 者

借 方		貸 方	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
131. 総務費	1,433,398	141. 会費	2,022,200
01. 委員報酬	265,000	01. 自治会費	2,022,200
02. 事務用品費	186,030	142. 補助金	191,500
03. 消耗品費	46,929	01. 行政区補助金	191,500
04. 印刷費	666,636	02. 祭り事業補助金	0
05. 通信費	123,158	143. 販売収入	286,970
06. 調査費	3,080	01. 会報誌販売	45,000
07. 寄付金	0	02. 広告枠販売	170,000
08. 支払手数料	142,565	03. 再生資源販売	71,970
09. 雑費	0	144. 雑収入	79
132. 活動費	320,905	01. 預金利子	79
01. 環境改善費	99,370	02. 寄付金	0
02. 防災防犯費	35,000		
03. 文化交流費	0		
04. 生活交流費	0		
05. 獣害対策費	186,535		
136. 予備費	0		
01. 予備費	0		
02. 災害対策予備費	0		
小計(A)	1,754,303		
137. 当期繰越金	746,446		
01. 当期繰越金	746,446		
小計(B)	746,446		
合計(A+B)	2,500,749	合計	2,500,749

貸 借 対 照 表

御宿台区自治会
会計年度：2022年度 集計：2023年 3月31日 現在

			担 当 者

借 方		貸 方	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
101. 流動資産	9,289,991	111. 流動負債	4,000
01. 現金	8,923	01. 未払金	0
02. 普通預金（千葉銀行）	6,352,187	02. 預り金	4,000
03. 通常貯金（ゆうちょ）	0	負債合計(A)	4,000
04. 振替口座（ゆうちょ）	2,928,881	123. 繰越金	9,285,991
05. 未収金	0	01. 前期繰越金	8,539,545
06. 預託金	0	02. 当期繰越金	746,446
		純財産合計(B)	9,285,991
資産合計	9,289,991	負債・純財産合計(A+B)	9,289,991

会計監査の結果、適正に会計処理されているものと認めます。2023年4月1日 中野 明



当 初 予 算 書

			担 当 者

御宿台区自治会
会計年度：2023年度

< 歳入の部 >				
勘 定 科 目	当初予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
141. 会費	2,000,000	2,000,000	0	
01. 自治会費	2,000,000	2,000,000	0	2,000円×980世帯戸+40,000円×1戸（ラビドール）
142. 補助金	200,000	200,000	0	
01. 行政区補助金	200,000	200,000	0	御宿町から御宿台区への行政交付金
02. 祭り事業補助金	0	0	0	御宿町魅力ある街づくり事業補助金
143. 販売収入	275,000	275,000	0	
01. 会報誌販売	45,000	45,000	0	50円×900部（西武リアルティソリューションズ）
02. 広告枠販売	160,000	170,000	-10,000	10,000円×10件+20,000円×3件
03. 再生資源販売	70,000	60,000	10,000	ダンボール（ツマモト商店）
144. 雑収入	0	0	0	
01. 預金利子	0	0	0	
02. 寄付金	0	0	0	
123. 繰越金	9,285,991	8,539,545	746,446	
01. 前期繰越金	9,285,991	8,539,545	746,446	
合 計	11,760,991	11,014,545	746,446	

< 歳出の部 >				
勘 定 科 目	当初予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
131. 総務費	1,710,000	1,790,000	-80,000	
01. 委員報酬	180,000	300,000	-120,000	5,000円×12月×3名（区役員以外の運営委員）
02. 事務用品費	200,000	200,000	0	事務機器の更新、Wi-Fi設備・ウェブサイト管理等
03. 消耗品費	100,000	100,000	0	コピー用紙、ファイル、封筒、文房具等
04. 印刷費	750,000	750,000	0	会報誌・総会資料等刊行物、コピー機リース等
05. 通信費	200,000	150,000	50,000	クロネコヤマトメール便等
06. 調査費	10,000	20,000	-10,000	登記情報サービス等
07. 寄付金	120,000	120,000	0	子供会支援、地元祭礼等協賛、募金協力等
08. 支払手数料	140,000	140,000	0	払込、払出、送金、残高証明等
09. 雑費	10,000	10,000	0	ゴミ袋等
132. 活動費	635,000	1,285,000	-650,000	
01. 環境改善費	150,000	100,000	50,000	環境改善ボランティア補助（園芸用品・ネット）等
02. 防災防犯費	35,000	35,000	0	防災防犯啓蒙（班長謝礼・電波利用料）等
03. 文化交流費	0	800,000	-800,000	文化交流イベント開催等
04. 生活交流費	250,000	150,000	100,000	ふれあいの家ボランティア補助（活動費・エアコン）等
05. 獣害対策費	200,000	200,000	0	有害獣捕獲ボランティア補助（出勤費・消耗品）等
136. 予備費	1,050,000	1,050,000	0	
01. 予備費	50,000	50,000	0	
02. 災害対策予備費	1,000,000	1,000,000	0	
合 計	3,395,000	4,125,000	-730,000	

NO. 05- 12

御宿台区自治会 様

株式会社 千葉銀行
御宿支店
電話 0470-68-2321



1 ページ

[illegible]

- ・この証明書の金額は訂正いたしません。
- ・金額は、証明日現在の元帳最終残高を表し、決済未確認の証券類を含んでいることがあります。
この場合は、その金額を「（うち決済未確認証券類）」に表示します。
- ・上記の「（うち決済未確認証券類）」の残高が「預金残高」を上回っている場合は、その差額が当座貸越または総合口座当座貸越の残高を表しているときがあります。
- ・貸越額が極度額を超過している場合は、極度額を「備考」欄に表示します。
- ・「備考」欄に「預託金専用口座」と表示されている場合は、東日本建設業保証（株）等の預託金専用口座であることを示します。
なお、預託金専用口座が決済用普通預金の場合でも、「備考」欄には「預託金専用口座」とのみ表示します。
- ・商業手形「備考」欄の枚数は総枚数、「（内でんさい）」の下端は商業手形の残高に含まれる電子記録債権（でんさい）の残高を示します。
- ・支払承諾、代理貸付のお取引がある場合は、融資の「合計」にこれらの残高を含みます。
- ・代理貸付は、「備考」欄上段には委託金融機関名、下段には当行保証額を示します。
- ・支払承諾の「備考」欄に表示されている名称は、当行の保証先を示します。
なお、私保証に対する支払承諾の場合は、銀行保証付私事は「銀行私事債」、協会保証付私事は「千葉県信用保証協会」等と「備考」欄に表示します。

残 高 証 明 書

令和 5年 4月 4日

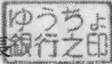
299-5112

千葉県夷隅郡 御宿町御宿台49番地 御宿台集会所内

御宿台区運営委員会 様

ご請求のありました令和 5年 3月31日現在における残高は、下記のとおりであることを証明いたします。

株式会社ゆうちょ銀行
横浜貯金事務センター所長



記

【調査対象者】

名義人さま 御宿台区運営委員会 様

【証明する貯金等の内容】

【貯金】	貯金の種類	記号番号	残高	備 考
	振替口座	00130-5- 410064	2,928,881円	
	以上			

- ※ 金額が訂正されたものは無効です。
- ※ この証明書につきまして、ご不明な点がございましたら、次の書類等をお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口までお持ちのうえ、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。
 - ・ 本証明書
 - ・ ご本人さまであることを確認できる証明書類（お名前、ご住所、生年月日の入った運転免許証や健康保険証など、法人名義の場合は登記簿謄本など、団体名義の場合は規約の写しなどもあわせてお持ちください。）
- ※ 貯金の場合、残高欄には、証明日現在の残高または元金を記載しております。
- ※ 国債の場合、残高欄には、証明日現在の額面金額、備考欄には、市場価格＋経過利息（個人向け国債の場合は中途換金額）を記載しております。（非営業日の場合、前営業日の市場価格等を記載しております。）
- ※ 調査結果に別名使用の振替口座が含まれている場合、「名義人さま」欄には口座名称または別名を記載しております。
- ※ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が管理する郵便貯金につきましては、同機構から郵便貯金管理業務の委託を受けて証明しております。

株式会社ゆうちょ銀行
横浜貯金事務センター
振替課 振替サービス担当
TEL：(045)945-8156 （平日9：00～17：00）